

# 第4次階上町行財政改革大綱

階 上 町



## 目 次

1	行財政改革大綱の基本的考え方	2
(1)	これまでの検証	2
(2)	本町の財政状況	3
(3)	更なる改革の必要性	3
2	目指すべき姿	5
3	基本方針	5
(1)	行政サービスの公平・均一化の推進	6
(2)	協働のまちづくりの推進	7
(3)	開かれた行政の意識改革の推進	7
4	取組方策	8
(1)	一般事務事業改革	9
(2)	行政組織内事務事業改革	9
(3)	住民サービス事務事業改革	10
(4)	外部等事務事業改革	10
5	取組期間	11
6	推進体制	12
	<b>【資料編】</b>	<b>13</b>

# 1 行財政改革大綱の基本的考え方

## (1) これまでの検証

階上町の行財政改革については、平成 16 年度に行政改革大綱を改定し、(1)行政サービスの公平・均一化、(2)協働のまちづくり、(3)開かれた行政の意識改革を基本理念に、「うるおいと快適な暮らしを共につくる・はしかみ 21 プラン」の実現に向け、第 3 次行政改革大綱を策定し、行財政全般にわたり聖域を設けることなく、改革に取り組んできました。

更には、この大綱を基に策定した階上町集中改革プランにより、事務事業の再編整理等の目標、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進、経費節減等の財政効果など、より具体的な数値目標を掲げた改革を断行し、簡素で効率的・効果的な行政体制を推進し、行政組織機構改革、指定管理者制度の導入、中央保育所の民間移譲及び協働のまちづくりの推進等に取り組んできた結果、平成 17 年度から平成 20 年度までで約 10 億円の財政効果をもたらすなど大きな成果をあげてきました。

## (2) 本町の財政状況

本町の主な歳入である町税、地方交付税及び臨時財政対策債のそれぞれの推移をみると、町税については、平成 9 年度をピークに翌年度以降減少傾向にありましたが、平成 16 年度からは僅かながら回復基調にあります。また、国から地方への税源移譲がされましたが、景気の先行きに懸念が増す中、町税の動向は不透明な状況であり、町税収入の大きな伸びは期待できません。加えて、地方交付税や平成 13 年度から普通交付税の代替措置として創設された臨時財政対策債は、三位一体の改革で大幅な減額となり、今後の歳入は非常に厳しい傾向にあります。

一方、歳出においては、行財政改革に取り組んだ効果として、人件費等は減少傾向にありますが、公共下水道事業による投資的経費、少子高齢化に対応した社会保障関係費の増嵩が予測されるなど、今後においても厳しい財政状況が予想されます。

## (3) 更なる改革の必要性

本町では、それぞれの時代背景の中で、より効果的な行政のあり方を求めて行財政改革に取り組んできました。しかしながら、地方分権の更なる進展、人口減少社会、少子高齢化、高度情報化の急速な進展や地球規模での環境問題の深刻化に対する関心の高まりなどの社会経済情勢により、本町を取り巻く環境は大きく変化し、かつ、厳しいものとなっています。加えて米国発の金融危機問題による景気後退に伴い、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込むことが予想されます。

このような状況の中、行政サービスへの期待や安全安心に対する関

心はますます高まるなど、町民ニーズの多様化、複雑化、高度化が進み、本町においても、将来にわたり持続可能で、より迅速で適切な対応ができる真の行財政システムの構築が強く求められており、自己決定・自己責任という自治の原点に立った政策立案機能の確立や財政健全化のための体制整備に果敢に取り組まなければなりません。

このため、限られた経営資源を最大限に活用するためにも、職員一人ひとりが町民ニーズを的確に捉え、公共の守備範囲を見極めた上で、行財政運営の公平性を確保し、透明性を高め、町民に対する説明責任を果たしながら、町民と行政が同じ目標に向かって施策展開を推進するとともに、相互に協力、連携することで、相互補完的な関係を築きながら協働によるまちづくりを推進する必要があります。

今後においても厳しい行財政運営が求められている中、本町においては、将来にわたり自立できる足腰の強い自治を継続するため、行財政全般について聖域を設けることなく見直し、町民の目線に立った意識改革のもと更なる行財政改革を断行することとします。

## 2 目指すべき姿

当町を取り巻く行政環境が目まぐるしく変化する中、新たな行政課題や町民ニーズへの的確な対応が求められています。

これらのことに的確に対処できるよう、職員の資質の向上を図り、目指すべき姿を

『 町民目線に立った意識改革のもと  
町民本位の 町民に開かれた行政 』

と設定し、自主性と責任ある行政経営を進め、この実現を目指します。

## 3 基本方針

これまでの行財政改革というと、基本的に「削る」とか「減らす」という方向にベクトルが向いていましたが、これからはNPM（New Public Management = 行政経営）が行財政改革の大きな柱となるといわれています。

しかしながら、今後においても最小の経費で最大の効果をあげるため、これまでの改革の歩みを緩めることなく、より一層の効率的かつ効果的な行財政システムを構築していく必要があります。

本大綱では、町民本位の町民に開かれた効率的な行財政経営体制の構築に向けて、次の推進項目を基本方針とし、積極的に行財政改革に取り組むものとします。

## 行財政改革の基本方針

- (1) 行政サービスの公平・均一化の推進
- (2) 協働のまちづくりの推進
- (3) 開かれた行政の意識改革の推進

### (1) 行政サービスの公平・均一化の推進

町が行っている行政サービスを低下させることなく、町民の「満足度」をいかに上げるかが行財政改革の課題です。そのためには町民の貴重な資源（税金）を預かっているという自覚を持ち、公平で公正なまちづくりを進めるため、基本計画・実施計画に沿った将来を見据えた選択と集中による財源配分が必要です。

また、町行政を取り巻く環境変化を踏まえた必要性、妥当性、有効性、公平性、緊急性等の視点により、補助金を含む事務事業について不断の見直しを行い、歳出全般の効率化と財源配分の重点化に努めるとともに、使用料・手数料などの町民負担については、サービスに要するコストの削減に努め、受益者負担の原則に則り、サービスに応じた適正な水準での設定・見直しにより、負担の適正化を図ります。



## (2) 協働のまちづくりの推進

地方分権の推進には、行政と町民の信頼関係が不可欠です。町民がまちづくりの主役であることを認識し、自分たちの地域は自分たちの手でより良く治めるといふ地域経営の理念のもと、自立型の地域社会を実現するためには、行政への町民参画から、町民と行政とのパートナーシップによる協働へと発展させ、時代に即応したまちづくりを共に推進していく必要があります。

町民の皆様からは、これまでも様々なコミュニティ活動の協力をいただき、地域づくり・まちづくりを積極的に推進してきましたが、今後も、行政の公平性・透明性を確保し、より一層町民へ分かりやすい情報提供や、町民の声を町政に反映させやすい環境づくりに取り組み、協働のまちづくりの更なる推進を図ります。

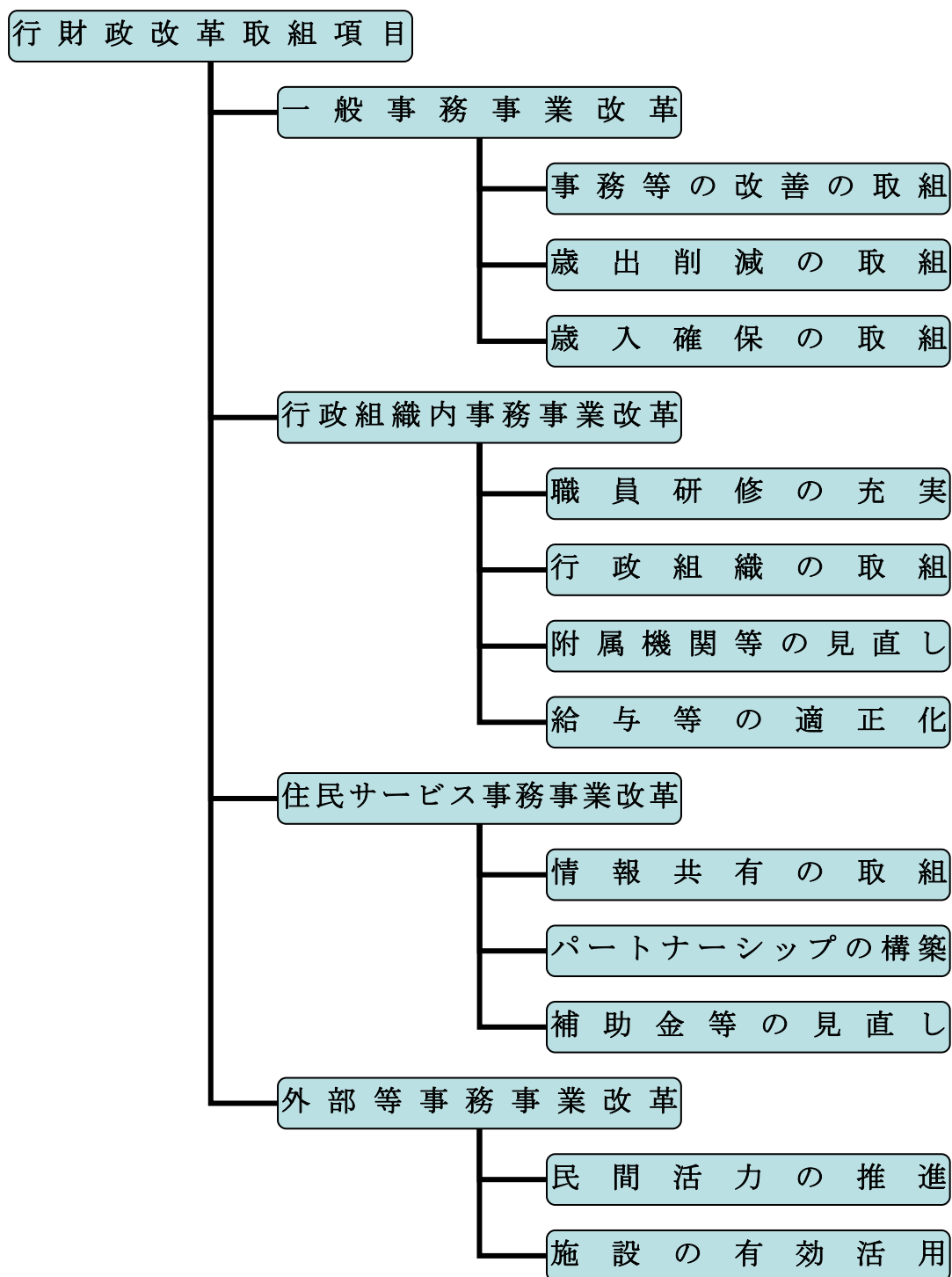
## (3) 開かれた行政の意識改革の推進

行政組織は、住民サービスを提供するために存在し、サービスの向上を使命としており、効果的かつ効率的な行政運営を図らなければなりません。すべての職員が公共の使命を認識し、コスト意識の向上を図り、町民の視点に立った質の高い行政サービスの提供を目指し、マネジメント改革を図る必要があります。

そのためには、行政組織体制の強化と職員の能力向上・意識改革を図り、職場の活性化と経営感覚の醸成など行政推進プロセスの改善に努め、開かれた行政の意識改革を積極的に推進します。

## 4 取組方策

### 【 体 系 図 】



## (1) 一般事務事業改革

### ① 事務等の改善の取組

町が実施している業務（仕事）について、町民の利便性や事務の簡素化・効率性を考慮しながら、新鮮なアイデアや積極的なチャレンジ精神で、改善への取組みを行います。

### ② 歳出削減の取組

職員の経営感覚の醸成を図り、事務プロセスの見直しや、コスト意識と創意工夫により、歳出削減への取組みを行います。

### ③ 歳入確保の取組

健全な財政運営のためには、歳出の削減だけではなく歳入の確保も必要です。このため、町税等の徴収対策強化に引き続き努めるほか、行政サービスの受益に応じた負担の公平確保などの観点から、新たな収入確保に向けた取組みに努めます。

## (2) 行政組織内事務事業改革

### ① 職員研修の充実

町民の真に必要なとする行政ニーズを的確に把握し、コスト意識とスピード感を持って、質の高い行政サービスを提供していくために、職員研修を充実させ、人材の育成に努めます。

### ② 行政組織の取組

町民ニーズへの迅速かつ柔軟な対応、スピーディーな意思決定のできる行政組織の検証と、更には、責任所在の明確化・機能強化に努めます。

### ③ 附属機関等の見直し

各種審議会等の附属機関のあり方について検証を行い、組織統合や定数削減などの検討を行います。

### ④ 給与等の適正化

公務員制度改革等を注視し、国・県の動向、社会情勢を踏まえながら、能力・業務を反映した給与制度の構築に努めます。

### (3) 住民サービス事務事業改革

#### ① 情報共有の取組

町のホームページを活用するなど、迅速・充実した情報発信の拡充などを検討し、町民との積極的な情報共有に努めます。

#### ② パートナーシップの構築

行政の公平性・透明性を確保し、時代に即応したまちづくりを共に推進していくために、町民の声を町政に反映させる環境づくりに努め、協働のまちづくりの更なる推進を図ります。

#### ③ 補助金等の見直し

限られた財源の重点配分を図るため、施策の選択と集中の強化、町行政を取り巻く環境変化を踏まえた多角的視点により、補助金等の検証と見直しを行います。

### (4) 外部等事務事業改革

#### ① 民間活力の推進

行政と民間の各々の果たすべき役割や関与の妥当性を検証し、民間に委ねた方がより効率的な実施が可能なものについては積極的に民間に委ねるなど、民間活力の導入を推進します。

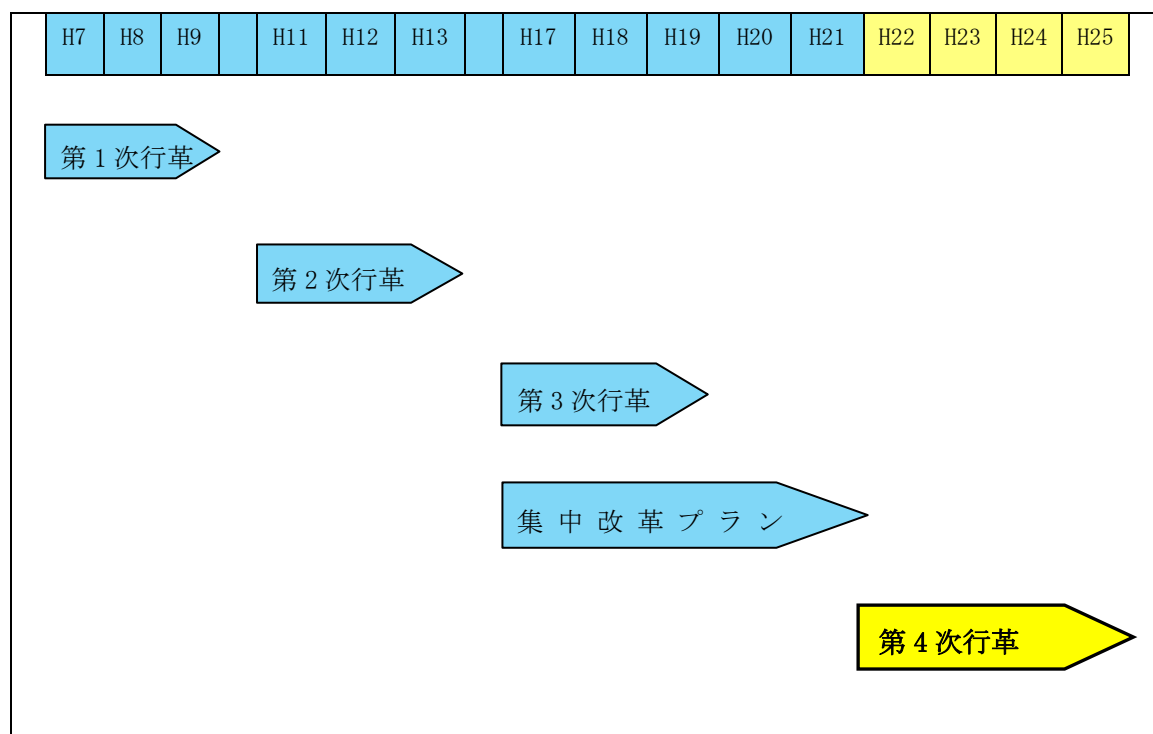
#### ② 施設の有効活用

既存施設の利用機能の見直し、集約化、統廃合、廃止等の視点により、施設の効率的利用を図るための有効活用方策を検討し、有効活用に努めます。

## 5 取組期間

本大綱の取組期間を平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 年間とします。

なお、この大綱で定めた基本方針に基づき、実効ある行財政改革を推進するため、取組方策の実施項目やスケジュール等を掲載した実施計画を策定し、必要に応じた見直し（実施項目の追加、スケジュールの前倒し等）を行いながら、改革を推進していきます。

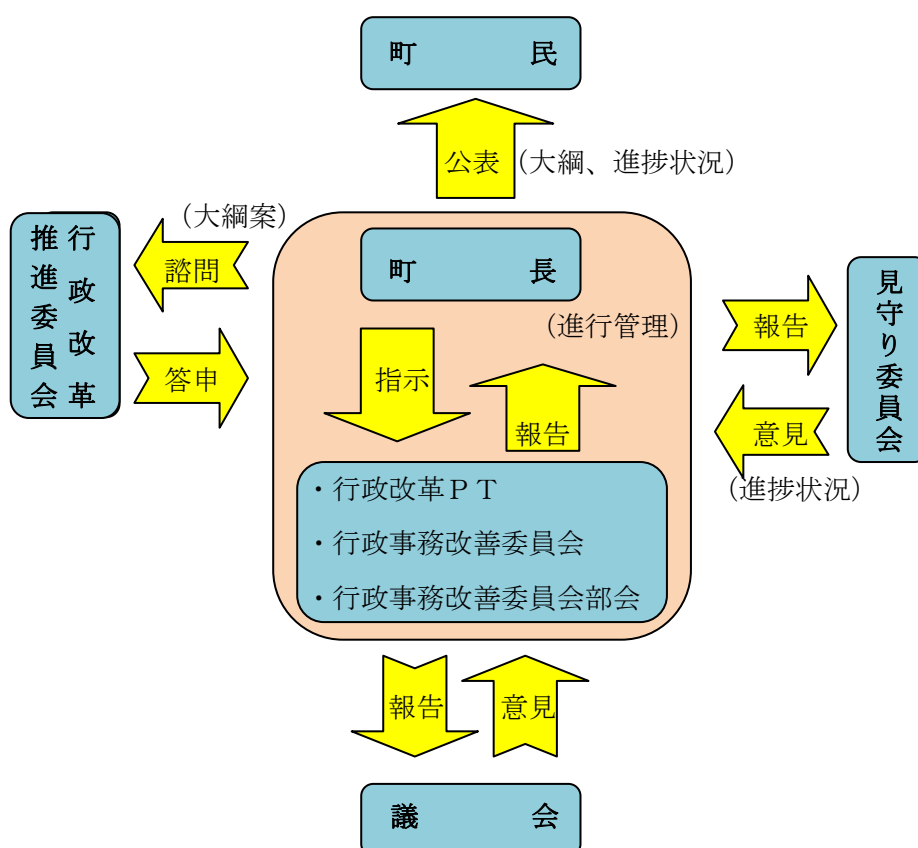


## 6 推進体制

行財政改革の推進には、町民と行政が、共に理解し協力関係を築いていくことが不可欠です。更なる行財政改革の推進を図るため、自立と自律の観点から、既成概念にとらわれない新たな発想に基づき、職員一人ひとりが強い自覚と責任を持ち、庁内一丸となって取組みます。

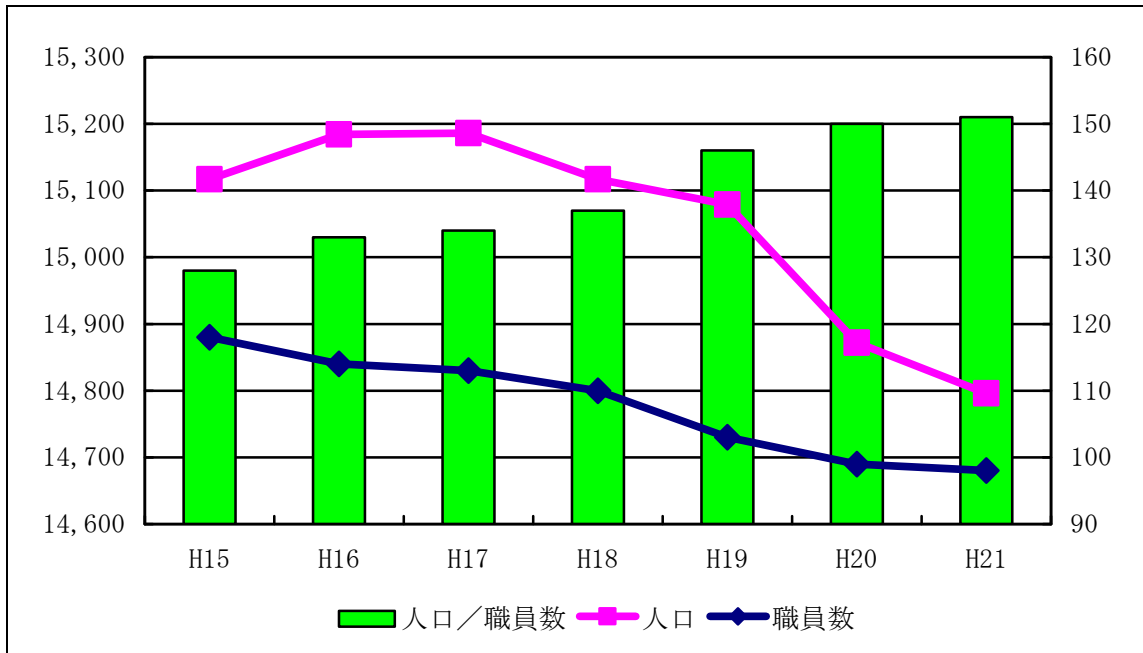
また、毎年度、行財政改革の進捗状況を点検するとともに、その結果を取りまとめ、民間有識者等で構成する委員会に報告し、ご意見をいただきながら、着実に行財政改革を推進します。

なお、実施計画の取組状況については、年度ごとに進捗状況を適正に管理し、町民に分かりやすく公表していくこととします。



# 【資料編】

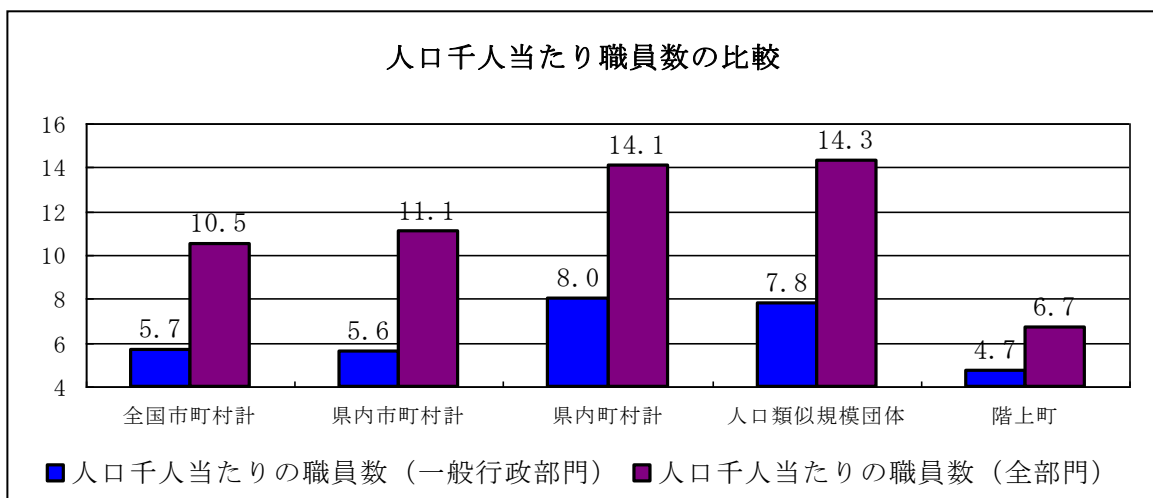
## 1 職員数の推移



(単位：人)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
人口	15,117	15,184	15,186	15,117	15,079	14,872	14,796
職員数	118	114	113	110	103	99	98
人口／職員数	128	133	134	137	146	150	151

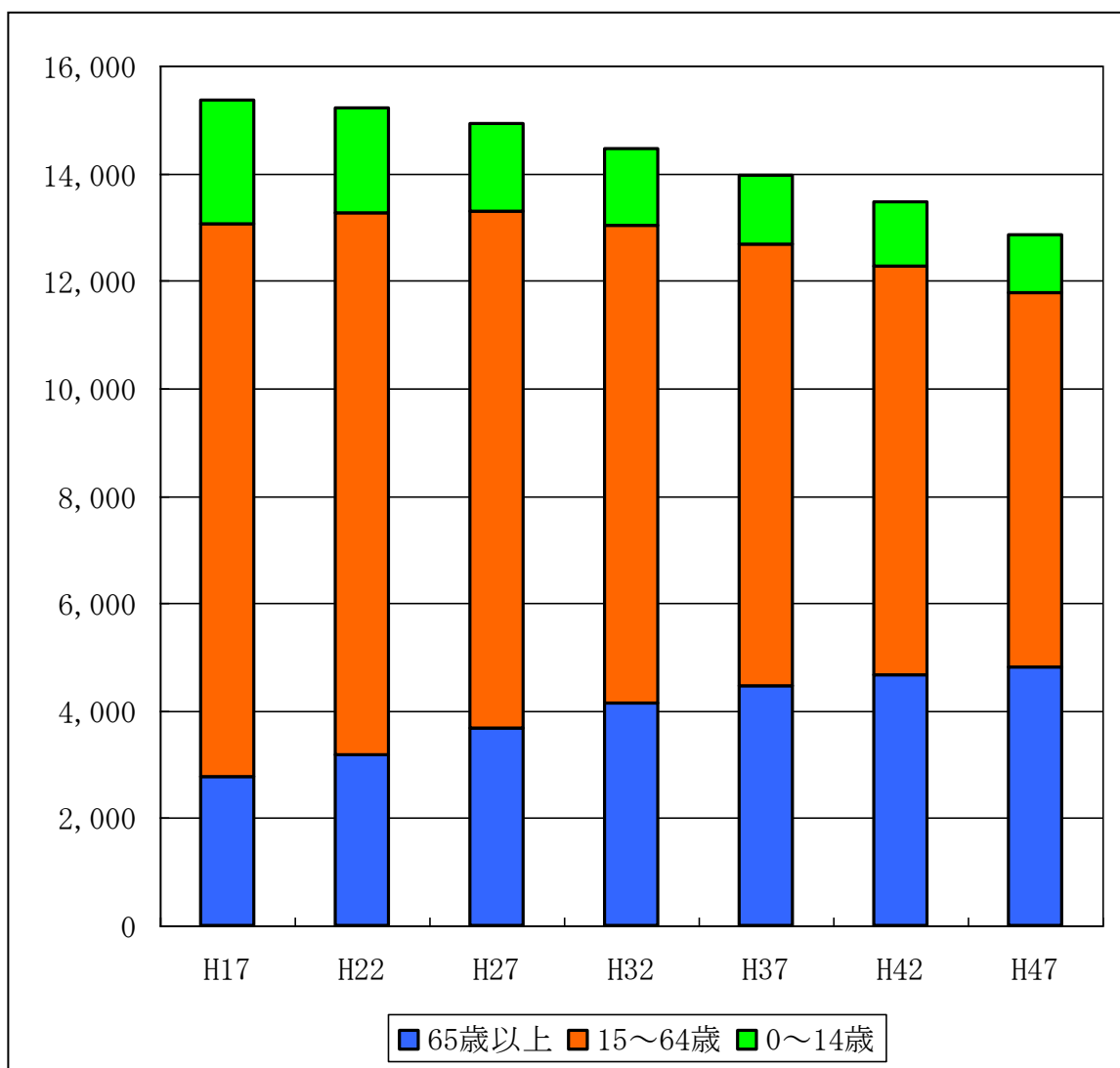
(人口は住民基本台帳人口)



(出典：青森県総務部市町村振興課資料、H21. 4. 1 現在)



## 2 階上町人口推計（国勢調査）

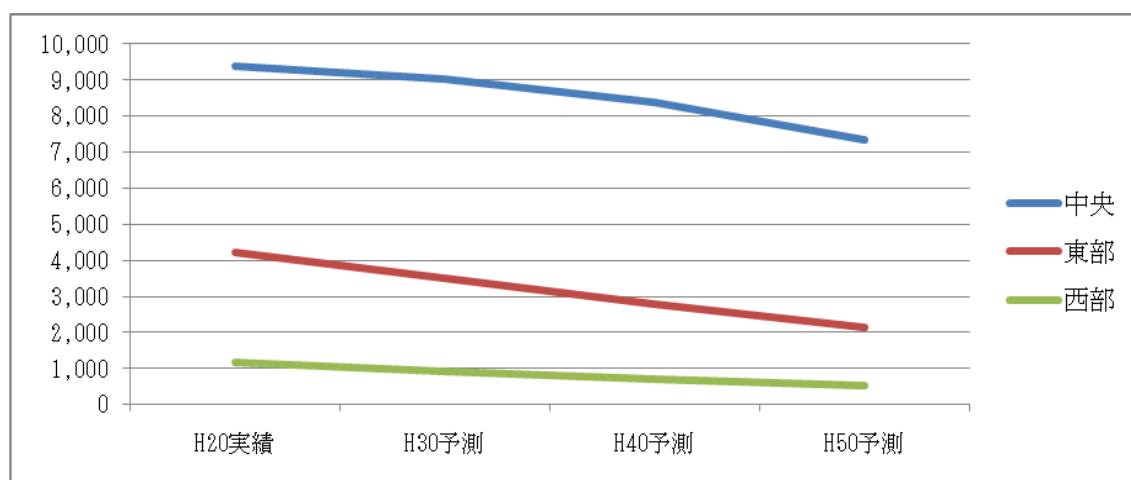


（単位：人）

区 分	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H47 (2035)
0～14 歳	2,300	1,926	1,635	1,422	1,282	1,179	1,086
15～64 歳	10,292	10,099	9,623	8,897	8,243	7,604	6,969
65 歳以上	2,764	3,174	3,677	4,127	4,449	4,667	4,807
人 口	15,356	15,199	14,935	14,446	13,937	13,450	12,862

(コーホート変化率を用いた各地区の住民基本台帳登録人口の予測)

地域名	地区名	H20年実績	H30予測	H40予測	H50予測
西地 部域	金山沢	504	408	319	242
	田代	268	225	183	147
	晴山沢	195	139	94	69
	平内	203	152	104	73
	計	1,170	924	700	531
中地 央域	石鉢	1,664	1,660	1,596	1,485
	蒼前	1,754	1,702	1,557	1,318
	野場中	1,708	1,634	1,482	1,239
	角柄折	271	233	193	159
	鳥屋部	415	357	306	248
	赤保内	781	627	550	507
	耳ヶ吠東	1,510	1,541	1,450	1,296
	耳ヶ吠西	1,297	1,281	1,248	1,082
	計	9,400	9,035	8,382	7,334
東地 部域	荒谷	347	284	228	173
	大蛇	471	395	320	244
	追越	398	323	252	188
	榊	576	456	355	256
	駅前	714	633	507	404
	道仏	799	662	525	403
	小舟渡	921	761	601	465
	計	4,226	3,514	2,788	2,133
合	計	14,796	13,473	11,870	9,998



(階上町が独自計算したもの)

### 3 財政状況の推移

(単位：百万円)

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20
地方税	864	879	918	935	1,076	1,095
地方譲与税	265	311	327	386	279	265
地方特例交付金	27	25	25	20	7	21
地方交付税	2,087	2,074	2,064	1,995	1,978	2,099
小計（一般財源計）	3,243	3,289	3,334	3,386	3,340	3,480
分担金・負担金	141	140	145	151	149	154
使用料・手数料	38	38	39	38	25	27
国庫支出金	318	334	374	426	576	527
県支出金	412	376	319	321	343	354
財産収入	53	5	11	20	9	15
寄附金	0	0	1	24	0	1
繰入金	1	46	634	50	239	247
繰越金	52	119	109	61	120	118
諸収入金	129	133	126	127	118	112
地方債	970	1,660	562	682	472	288
<b>歳入合計</b>	<b>5,357</b>	<b>6,140</b>	<b>5,654</b>	<b>5,236</b>	<b>5,391</b>	<b>5,323</b>
人件費 a	918	920	891	833	802	766
扶助費 b	586	614	596	618	689	696
公債費 c	766	753	821	898	948	988
a+b+c= d	2,270	2,287	2,308	2,349	2,439	2,450
物件費	710	712	723	664	670	649
補助費等	620	1,280	670	665	687	786
普通建設事業費	811	1,108	654	726	615	480
災害復旧事業費	16	0	0	91	191	74
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0
維持補修費	51	47	44	62	71	103
積立金	233	8	620	22	53	24
貸付金	25	25	14	16	16	21
繰出金	367	409	427	372	398	478
その他	76	55	53	40	34	49
<b>歳出合計</b>	<b>5,179</b>	<b>5,931</b>	<b>5,513</b>	<b>5,007</b>	<b>5,174</b>	<b>5,114</b>

※歳入において、交通安全対策特別交付金は、国庫支出金に計上している。

## 4 財政指数等

(単位：百万円)

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20
形式収支	178	209	141	229	217	209
実質収支	68	132	124	207	181	190
標準財政規模	3,136	3,163	3,206	3,223	3,214	3,343
財政力指数	0.306	0.319	0.330	0.343	0.357	0.364
実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—	—
経常収支比率 (%)	85.2	89.3	91.4	91.3	94.0	93.1
実質公債費比率 (%)	—	—	16.0	16.8	17.0	17.5
地方債現在高	9,080	10,207	10,166	10,172	9,897	9,387
積立金現在高	1,350	1,405	1,550	1,641	1,569	1,455
財政調整基金	520	580	975	1,055	1,029	1,013
減債基金	62	50	363	364	317	229
その他特定目的基金	768	775	212	222	223	213

### 【用語解説】

- 形式収支・・・歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額をいう。
- 実質収支・・・形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいう。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントであり、一般的に黒字・赤字とは実質収支上のことをいう。
- 標準財政規模・・・その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標。
- 財政力指数・・・地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。この指数が高いほど、財源に余裕があるといえる。
- 経常収支比率・・・財政構造の弾力性を表す。当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、算式で示せば、(経常経費充当一般財源) ÷ (経常一般財源) × 100 となる。



平成22年2月22日策定

階上町 総務課 総務グループ

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1番地87

直通電話 0178-88-2112 FAX 0178-88-2117

ホームページ <http://www.town.hashikami.aomori.jp/>

メールアドレス hashikami01@net.pref.aomori.jp